

御船町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2024(令和6)年度－2030(令和12)年度



2024(令和6)年 3月

熊本県 御船町

目次

1. 背景	1
(1)気候変動の影響	1
(2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3)地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
(4)熊本連携中枢都市圏における地球温暖化対策	3
(5)本町のこれまでの取組の実績と計画改定の趣旨	4
2. 基本的事項	6
(1)目的	6
(2)対象とする範囲	6
(3)対象とする温室効果ガス	6
(4)計画期間、見直し予定時期	7
(5)計画の位置づけ	7
3. 温室効果ガスの排出状況	8
(1)基準年度以降の温室効果ガス排出量の推移	8
(2)基準年度以降のエネルギー消費量の推移	9
(3)現況年度における温室効果ガスの排出構造	10
4. 削減目標	12
(1)削減目標設定の考え方	12
(2)温室効果ガス排出量の削減目標	13
5. 削減目標達成に向けた取組	14
(1)取組の基本方針	14
(2)具体的な取組の内容	16
6. 計画の推進	22
(1)カーボン・マネジメント体制	22
(2)進行管理の方法	23
資料編	25
(1)対象施設	25
(2)対象施設における太陽光発電設備の導入の可能性	28
(3)用語解説	30
(4)取組の進捗管理シート	31

1. 背景

(1)気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第6次評価報告書第1作業部会報告書を公表しており、「地球温暖化が人間の影響であることに疑いの余地はない」ことを報告しました。

同報告書では、極端な気象現象など気候システムの多くの変化が、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することも報告されており、今後、猛暑や豪雨のリスクがさらに高まることが予測されています。

(2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年に、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、京都議定書以来18年ぶりとなる新たな法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させること」などが掲げられました。

2018年には、IPCCにより「1.5°C特別報告書」が公表され、「温暖化を1.5°Cに抑えるためには2010年と比較して45%前後の温室効果ガス排出量の削減が必要」であることが示されました。

さらに、2023年3月には、IPCCが第6次評価報告書統合報告書を公表し、「地球温暖化が人間の影響であることは疑いの余地がないこと」、また「今後10年間に行う選択や実施する対策が数千年先まで影響を持つこと」を報告しており、地球温暖化対策の重要性、緊急性を示しました。

◇IPCC 第6次評価報告書統合報告書の主な内容◇

- ・地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する。
- ・温暖化を1.5°Cまたは2°Cに抑制しうるのは、主にCO₂排出正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる。
- ・すべての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている。
この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ。

(3)地球温暖化対策を巡る国内の動向

我が国では、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」、すなわち脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

翌2021年6月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以降、「温対法」とします。）の一部が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として法律に位置づけられました。

同時期に開催された国・地方脱炭素実現会議では「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、脱炭素化の基盤となる重点施策として、自家消費型の太陽光発電や公共施設等における徹底した省エネ、再生可能エネルギー電力の調達、更新や改修時のZEB化、EV化等を進めることが示されました。

同年10月には、「2050年カーボンニュートラル」宣言や脱炭素化に向けた取組方針等をふまえて、国の地球温暖化対策計画および政府の事務事業編とも言える「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以降、「政府実行計画」とします。）が改定されました。政府実行計画では、「2030年度までに50%削減（基準（2013）年度比）」する目標を掲げています。

◇政府実行計画の概要◇

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、**新築建築物のZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

<p>太陽光発電 設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。</p> 	<p>新築建築物 今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。 <small>※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネを回った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを回った建築物</small></p>
<p>公用車 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。 <small>※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車</small></p> 	<p>LED照明 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。</p> <p>再エネ電力調達 2030年までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。</p>
<p>廃棄物の3R + Renewable プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R + Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。</p>	 <small>合同庁舎5号館内のPETボトル回収機</small>

出典) 環境省 HP

(4)熊本連携中枢都市圏における地球温暖化対策

御船町を含む熊本連携中枢都市圏では、今後地球温暖化に伴い豪雨災害が頻発化する予測があることをふまえて、2020年1月に、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言するとともに、これら気候の変動がもたらす脅威を「気候危機」、さらには「気候非常事態」であるとの認識を圏域全体で共有し、温室効果ガスの排出抑制に向けて圏域一丸となって行動することを宣言した「熊本連携中枢都市圏気候非常事態宣言」を行いました。翌2021年3月には、熊本連携中枢都市圏共同による熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（以降、「熊本連携中枢都市圏区域施策編」とします。）が策定され、圏域の2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた圏域内の18市町村別のエネルギー政策の方向性や重点施策などが示されました。

◇熊本連携中枢都市圏気候非常事態宣言◇

熊本連携中枢都市圏気候非常事態宣言

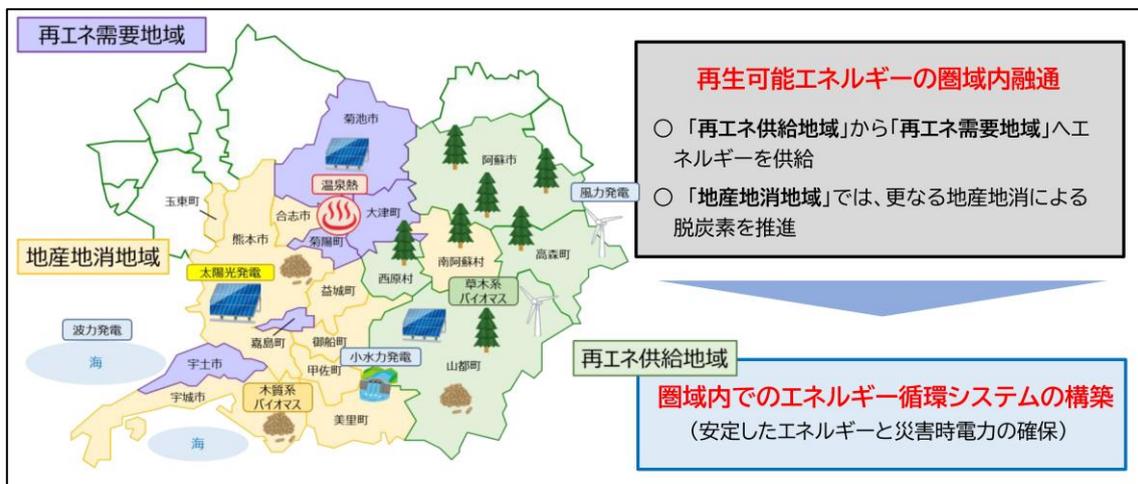
近年、世界各地で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波、寒波などの異常気象による災害が発生し、多数の死者や農作物等への甚大な被害が報告されています。

我が国においても、令和元年の台風第19号により、100名を超える死者と甚大な被害が生じました。また、令和2年7月には熊本県を中心とする集中豪雨により、全国で80名以上の死者・行方不明者が発生するなど、過去に類を見ないような異常な気象に伴う災害が毎年のように起こっています。

これらの異常気象について、世界気象機関(WMO)は、長期的な地球温暖化の傾向と一致しているとしており、異常気象への対応として温暖化対策に取り組むことが、全世界における共通かつ喫緊の課題となっています。

そこで、熊本連携中枢都市圏では、令和2年11月に衆参両院で非常事態宣言がなされたことを踏まえ、気候の変動がもたらす脅威が、いまや「気候危機」、さらには「気候非常事態」とも言うべき極めて深刻な状況となっているとの認識を圏域全体で共有し、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出抑制に向け圏域一丸となって行動することを宣言します。

◇熊本連携中枢都市圏区域施策編におけるエネルギー政策の方向性◇



出典) 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（概要版、令和3年3月）

(5)本町のこれまでの取組の実績と計画改定の趣旨

御船町（以降、「本町」とします。）では、2019年2月に現行の「御船町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、本町の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

本町の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量は、現況（2022）年度において1,082t-CO₂と、基準年度比で35%の削減となっており、現行の2023年度削減目標である基準（2013）年度比17%削減を達成しています（図1）。

一方で、庁内や施設における環境負荷低減のための取組（以降、「環境配慮行動」とします。）については、取組項目数の増加など一定の進捗が見られるものの、未だ取組の余地があります（表2、表3）。

国内外の動向や熊本連携中枢都市圏における状況をふまえると、今後は本町においても2050年温室効果ガス排出実質ゼロを見据えた取組を推進し、削減目標の引き上げを検討する必要があります。

表1 本計画の現行の温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度	現行の削減目標		現況年度
2013年度	2023年度	2030年度	2022年度
1,662t-CO ₂	1,376t-CO ₂ (基準年度比17%削減)	997t-CO ₂ (基準年度比40%削減)	1,082t-CO ₂ (基準年度比35%削減)

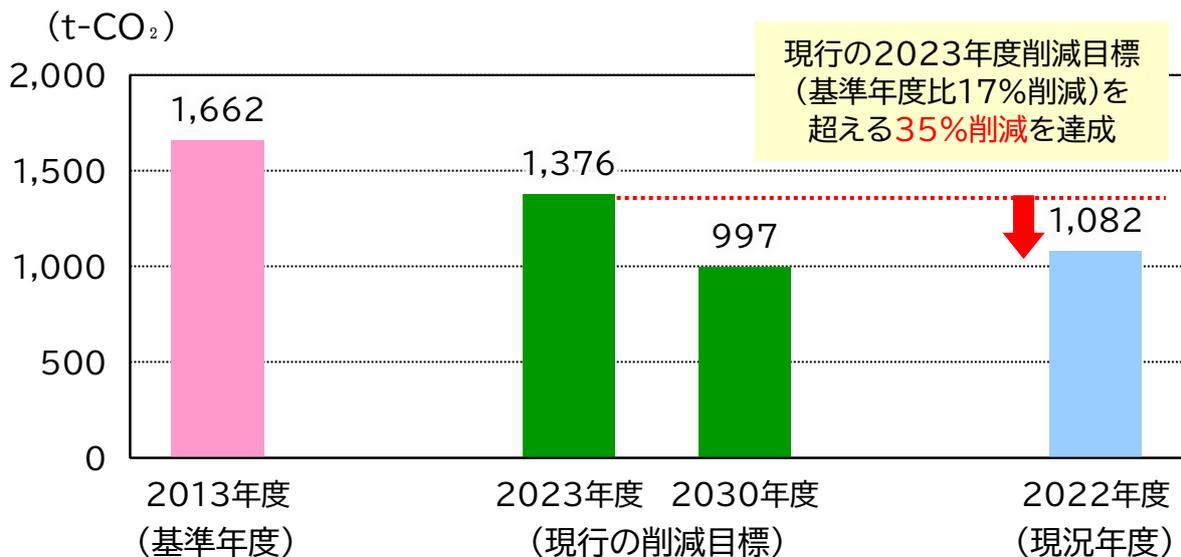


図1 現行の削減目標の達成状況

表 2 庁内の環境配慮行動の取組状況と今後の意向

NO.	名称	現在（2023年度）		今後	
		取組項目数	実施率	取組項目数	実施率
1	町民税務課	49	68.9%	49	79.6%
2	福祉課	50	72.5%	50	74.5%
3	こども未来課	68	72.4%	68	86.8%
4	会計課	28	98.2%	30	99.2%
5	総務課	69	66.3%	69	80.1%
6	危機管理防災課	68	58.5%	69	74.6%
7	まちづくり課	54	73.6%	54	78.7%
8	秘書政策室	52	74.0%	52	92.3%
9	農業振興課	68	76.8%	68	86.0%
10	商工観光課	70	42.1%	70	63.2%
11	建設課	65	75.0%	65	78.8%
12	議会兼監査事務局	39	71.8%	39	91.7%
13	健康づくり保険課	57	72.8%	57	88.2%
14	学校教育課	67	74.3%	67	91.8%
15	社会教育課	59	64.0%	59	77.5%
16	環境保全課	62	47.6%	63	64.3%
17	社会教育課（恐竜博物館）	44	76.7%	44	77.8%
18	若葉保育園	52	82.2%	52	96.2%
19	上野保育園	54	87.0%	54	93.5%
20	御船小学校	45	88.9%	45	90.0%
21	滝尾小学校	45	80.0%	45	80.0%
22	七滝中央小学校	39	80.1%	39	80.1%
23	木倉小学校	44	80.7%	44	81.8%
24	高木小学校	44	76.7%	45	81.1%
25	小坂小学校	43	80.8%	44	86.4%
26	御船中学校	45	72.2%	45	74.4%
平均（2023年度調査時）		53.1	73.6%	53.3	82.6%

表 3 施設・設備の運用改善・機器更新の取組状況

取組区分	「実施予定」とした取組の実施率	「実施検討予定」とした取組の実施率
運用改善	50.7%（35/69項目）	40.0%（2/5項目）
機器更新	25.0%（2/8項目）	36.0%（9/25項目）

※運用改善は、こまめな消灯や室温管理、定期的な清掃などの取組を意味し、機器更新は、LEDや高効率空調設備への更新、人感センサーの導入などの取組を意味します。

2. 基本的事項

(1)目的

本計画は、本町の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を目的としており、本町の事業者や住民が温室効果ガスの削減に取り組む際の模範となることをめざして、自ら率先的な取組を行うものです。

(2)対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、本町が所有する全ての施設および本町が実施する全ての事務事業とします。対象施設については資料編 P.25 に示すとおりです。

(3)対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、本町の事務事業に伴い排出され、かつ活動量データが把握可能な二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類を対象とします。

表4 温室効果ガスの種類

ガス種類		人為的な発生源	
対象	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー 起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
		非エネルギー 起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
	メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約25倍の温室効果がある。	
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約298倍の温室効果がある。	
	ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約12~14,800倍の温室効果がある。	
対象外	パーフルオロ カーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。二酸化炭素と比べると重量あたり約7,390~17,340倍の温室効果がある。	
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。二酸化炭素と比べると重量あたり約22,800倍の温室効果がある。	

出典) 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)
(環境省 大臣官房 地域政策課、令和5年3月)より作成

(4)計画期間、見直し予定時期

本計画の計画期間は、国の地球温暖化対策計画や政府実行計画で掲げる中期目標（2030年度目標）と整合を図り、2024年度から2030年度の7年間とします。

(5)計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項にもとづき、国の地球温暖化対策計画に即して策定するものです。

また、国の地球温暖化対策計画および政府実行計画に即するとともに、熊本連携中枢都市圏区域施策編や本町の上位・関連計画である御船町総合計画、御船町公共施設等総合管理計画との整合を図ります。

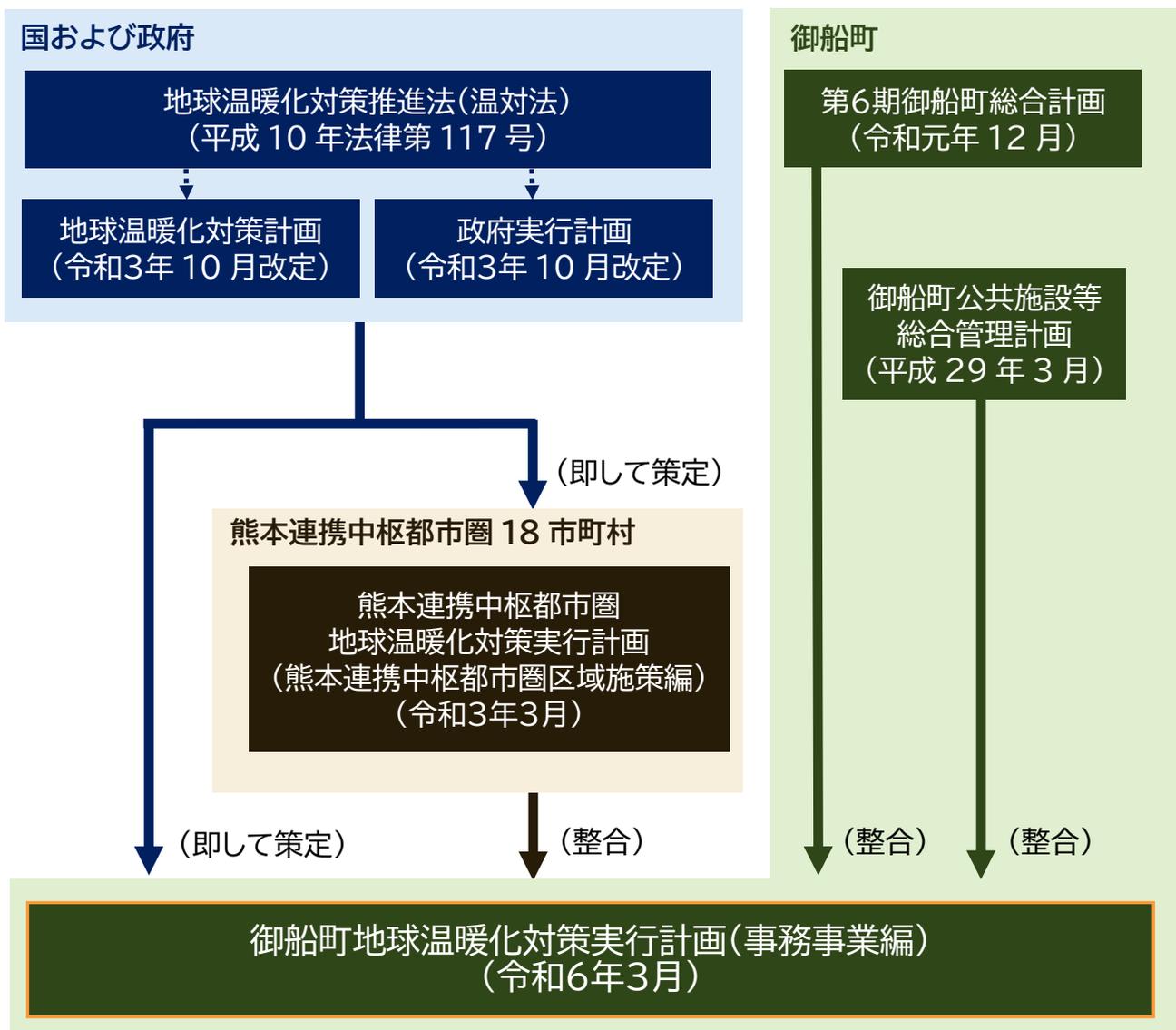


図2 計画の位置づけ

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度以降の温室効果ガス排出量の推移

本町の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量は、現況（2022）年度において1,082t-CO₂であり、基準（2013）年度における温室効果ガス排出量1,677t-CO₂*¹と比較して、35%の削減となっています（図3）。

ただし、これは電気の二酸化炭素排出係数*²の低減効果が大きく、本町の事務事業に伴い消費されるエネルギー量は増加しています（P.9 図4）。

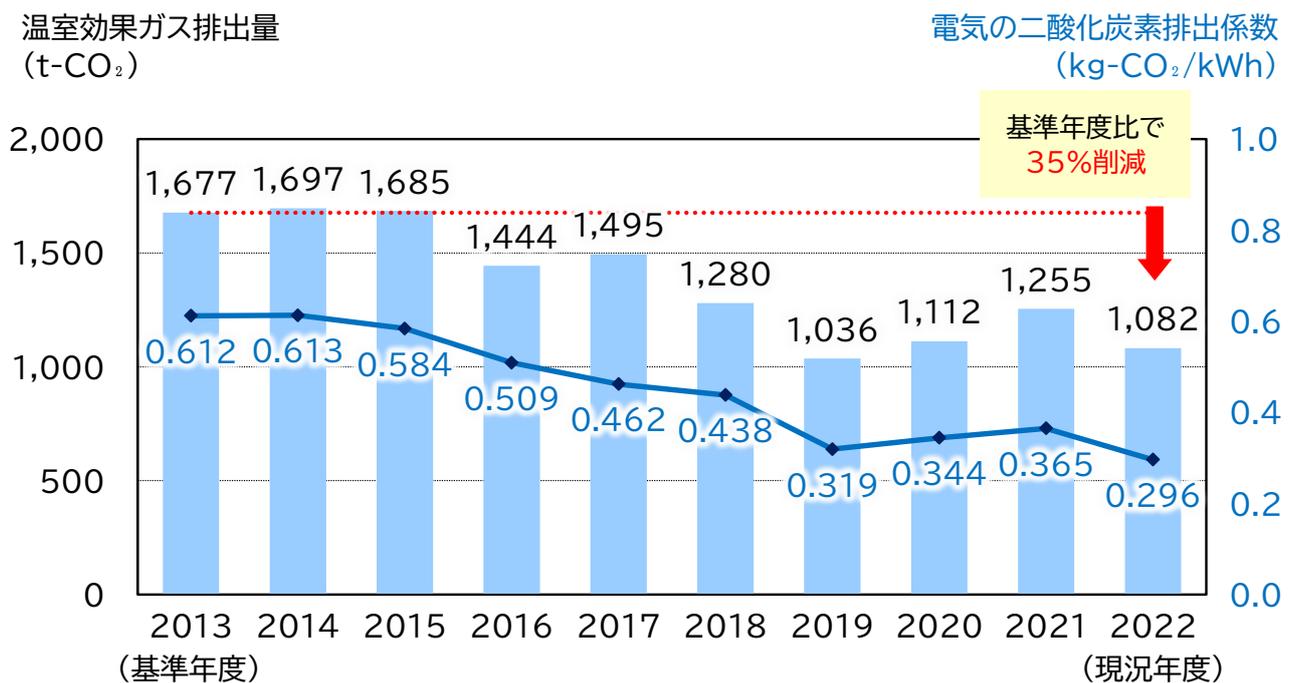


図3 温室効果ガス排出量の推移(2013年度～2022年度)

※1 温室効果ガス排出量の算定にあたっては、今回から、環境省が推奨する地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System (通称 LAPSS)」を導入しています。本システムでは、公表時期の都合上、電気の二酸化炭素排出係数が一年度前の排出係数を用いる仕様となっています。そのため、今回の算定結果と現行計画における算定結果は完全には一致しません。

◇LAPSS のシステム仕様において、用いられる電気の二酸化炭素排出係数◇
例) 2022 年度 → 2021 年度の排出係数
2021 年度 → 2020 年度の排出係数

※2 電気の二酸化炭素排出係数からは、その値の大小で、電気をつくるためにどれくらいの化石燃料が消費されているかを判断することができます。供給される電力構成比に、再生可能エネルギーが多く含まれる場合には排出係数は低い値をとり、逆に化石燃料を使用する火力発電が多く含まれる場合などには高い値となります。

(2) 基準年度以降のエネルギー消費量の推移

本町の事務事業に伴うエネルギー消費量は、現況（2022）年度において 30,297GJ であり、基準（2013）年度におけるエネルギー消費量 25,990GJ と比較して、17%の増加となっています（図4）。これは、給食センターや子育て支援施設など新たに稼働し始めた施設があるためです。

消費されるエネルギーの種類は、いずれの年度においても電気が大部分を占めています。

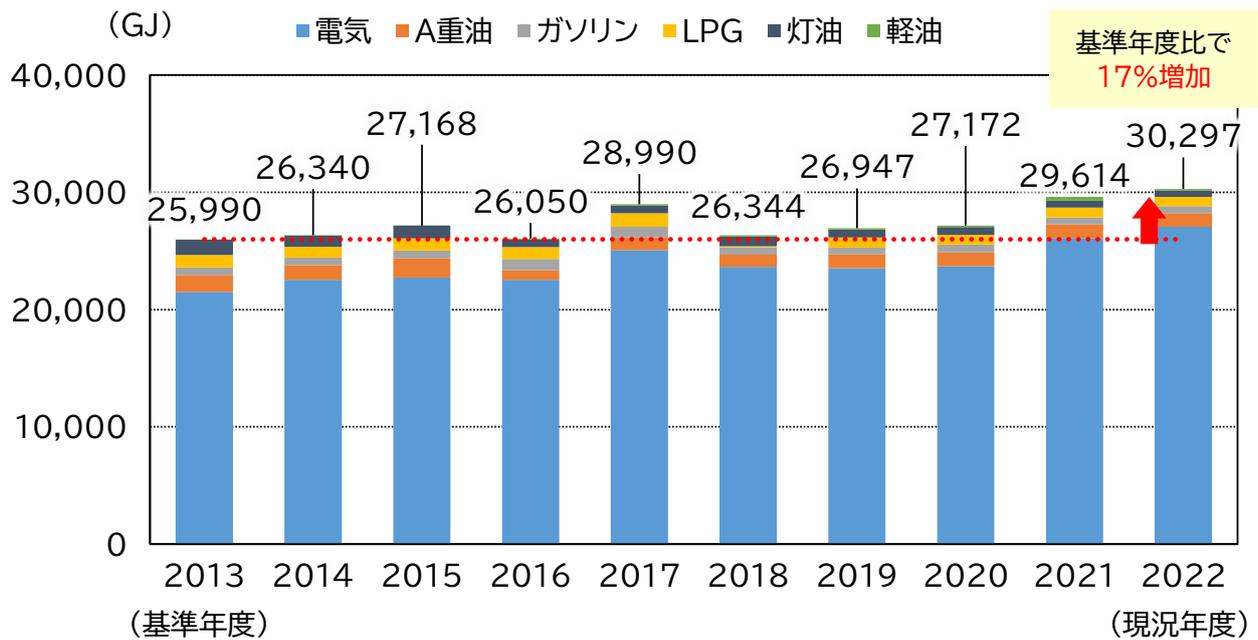


図4 エネルギー消費量の推移(2013年度～2022年度)

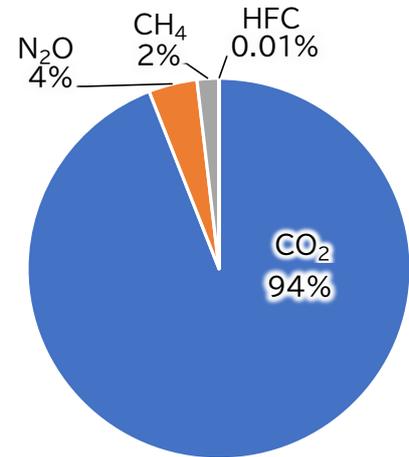
(3)現況年度における温室効果ガスの排出構造

1)温室効果ガス別

本町の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの94%は二酸化炭素(CO₂)であり、次いで一酸化二窒素(N₂O)が4%を占めました(表5、図5)。

表5 温室効果ガス別排出量および排出源

種類	排出量 (t-CO ₂)	排出源となる 燃料および活動
二酸化炭素 (CO ₂)	1,018	電気、A重油、LPG、 ガソリン、灯油、軽油
メタン (CH ₄)	20	下水・し尿の処理、 自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	44	下水・し尿の処理、 自動車の走行
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	0.06	自動車用エアコンディ ショナーの使用・廃棄
排出量(合計)	1,082	



現況(2022)年度

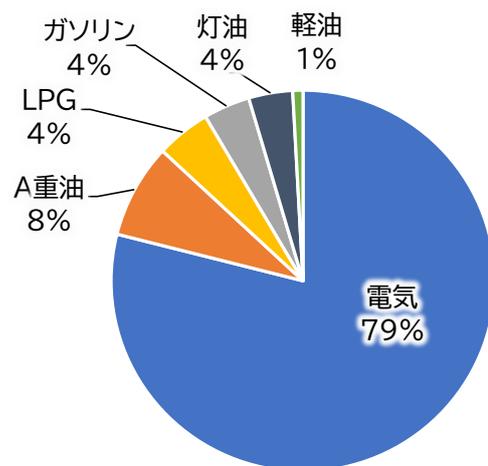
図5 温室効果ガス別排出量

2)エネルギー種別

本町の事務事業に伴い排出される二酸化炭素について、79%は電気の使用に伴う排出であり、次いでA重油の使用が8%を占めました(表6、図6)。

表6 エネルギー種別の二酸化炭素排出量

種類	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
電気	803
A重油	81
LPG	47
ガソリン	40
灯油	38
軽油	9
排出量(合計)	1,018



現況(2022)年度

図6 エネルギー種別排出量

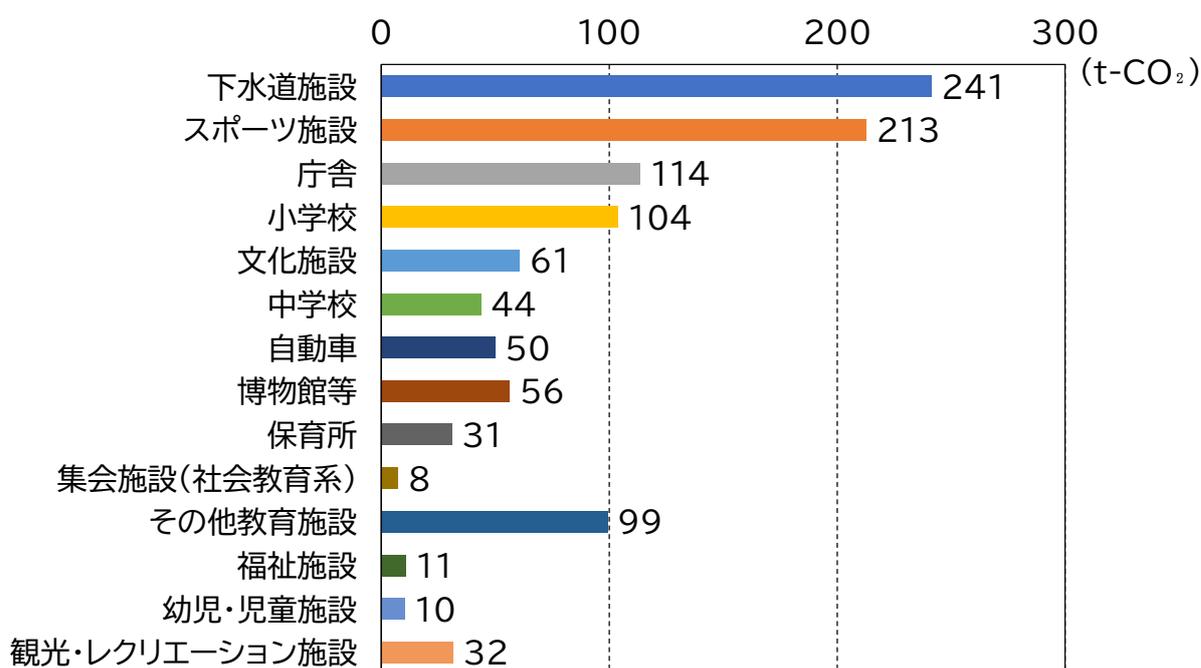
3)施設分類別

対象施設のうち、温室効果ガス排出量が多い施設分類の上位3分類は「下水道施設」、「スポーツ施設」、「庁舎」であり、これら3分類で排出量全体の53%を占めました（図7）。なお、「スポーツ施設」における温室効果ガス排出量については、スポーツセンターにおける排出量がほとんどでした。

浄水センターは、電気の使用および下水処理による排出量が多くなっており、スポーツセンターと御船町役場は、電気の使用による排出量が多くなっています。

表7 温室効果ガス排出量が多い施設分類(上位3分類)

施設分類*	該当する対象施設
下水道施設	浄水センター
スポーツ施設	自然運動公園、スポーツセンター、家畜市場跡ゲートボール場、御船町町民グラウンド、小坂小学校グラウンドナイター
庁舎	御船町役場



※総排出量1 t-CO₂未満の施設を除く

現況(2022)年度

図7 施設分類別排出量

※施設分類はLAPSSのシステム仕様にもとづく分類です。詳しくは資料編P.25を参照ください。

4. 削減目標

(1)削減目標設定の考え方

本計画では、国の地球温暖化対策計画に即して策定された政府実行計画における削減目標「基準（2013）年度比で50%削減」に準じた削減目標を設定することとします。

◇政府実行計画における削減目標◇

2030年度までに、基準(2013)年度比で50%削減

◇政府実行計画の概要【再掲】◇

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、**新築建築物のZEB化、電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

<p>太陽光発電 設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。</p> 	<p>新築建築物 今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。 <small>※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネを図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物</small></p>
<p>公用車 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。 <small>※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車</small></p> 	<p>LED照明 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。</p> <p>再エネ電力調達 2030年までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。</p>
<p>廃棄物の3R + Renewable プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R + Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。</p>	 <p><small>合同庁舎5号館内のPETボトル回収機</small></p>

出典) 環境省 HP

(2)温室効果ガス排出量の削減目標

削減目標設定の考え方をふまえて、本計画における削減目標を以下のとおり設定します。本町の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量は、現況（2022）年度時点で基準（2013）年度比 35%削減となっており、削減目標を達成するためには、今後さらに 15%（243t-CO₂）を削減する必要があります（図8）。

◇温室効果ガス排出量の削減目標◇

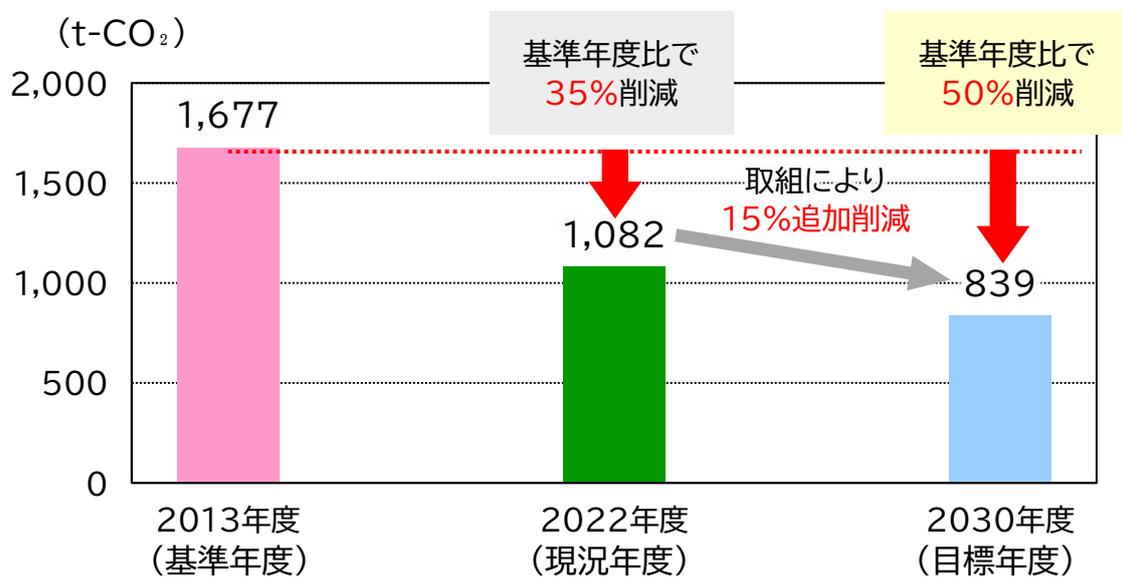
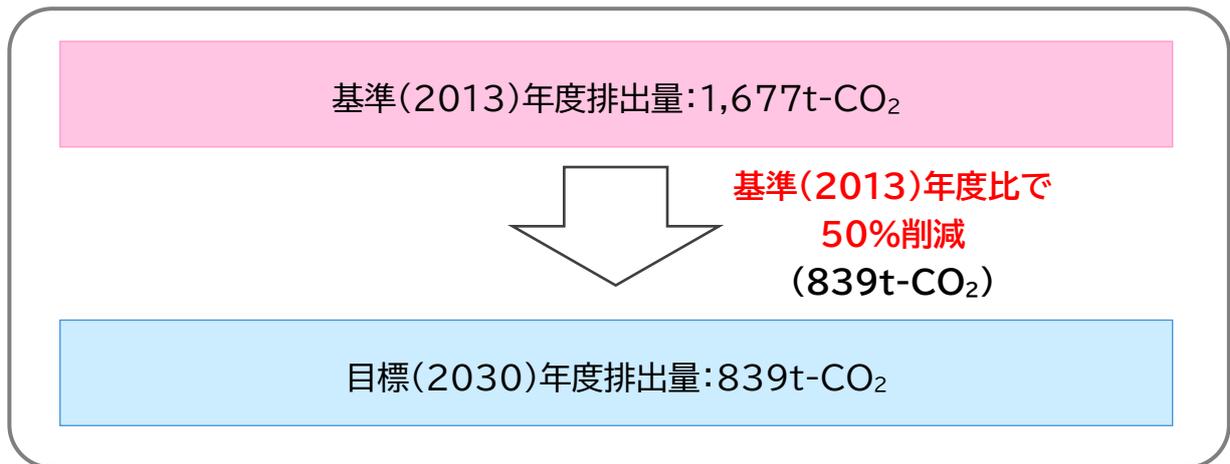


図8 温室効果ガス排出量の削減目標

5. 削減目標達成に向けた取組

(1)取組の基本方針

温室効果ガスの削減に取り組むにあたっては、本町の事務事業における温室効果ガスの排出構造（表 8）をふまえて、効果的な取組を推進していくことが重要です。

そこで、本町の事務事業においてエネルギー消費量が多い電気および A 重油について、消費量の削減に取り組んだ場合に見込まれる温室効果ガス削減量*を試算しました（表 9）。

試算結果は以下に示すとおりで、本計画期間中に計画的に取り組んだ場合は、合計で 207t-CO₂ の削減量が見込まれます。

表 8 本町の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出構造

・温室効果ガス排出量の 94%は、 <u>二酸化炭素(CO₂)</u> である(P.10)。
・二酸化炭素の 86%は、 <u>電気および A 重油の消費に伴う排出</u> である(P.10)。
・排出量上位3施設は、 <u>浄水センター、スポーツセンター、御船町役場</u> の順である(P.11)。

表 9 電気および A 重油の消費量削減のための取組と二酸化炭素削減量

種類	取組概要	取組主体	二酸化炭素削減量 (t-CO ₂)
電気	LED化	本町	77
	二酸化炭素排出係数の低減効果	国や電力会社など	119
A 重油	LPG への切替	本町	12
削減量(合計)			207

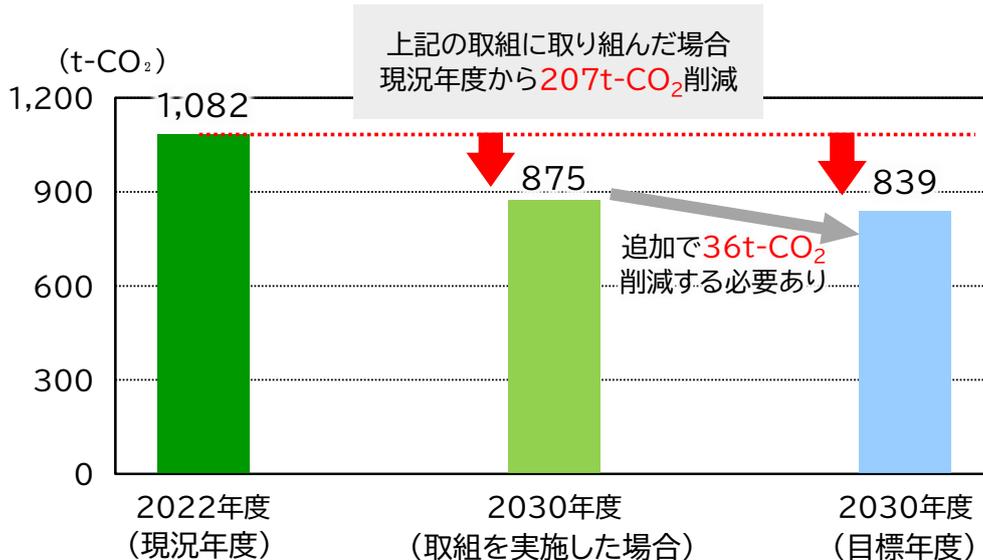


図9 電気および A 重油の消費量削減に取り組んだ場合の温室効果ガス排出量

*エネルギー需要量は現況（2022）年度と変わらないと仮定した場合の削減量です。

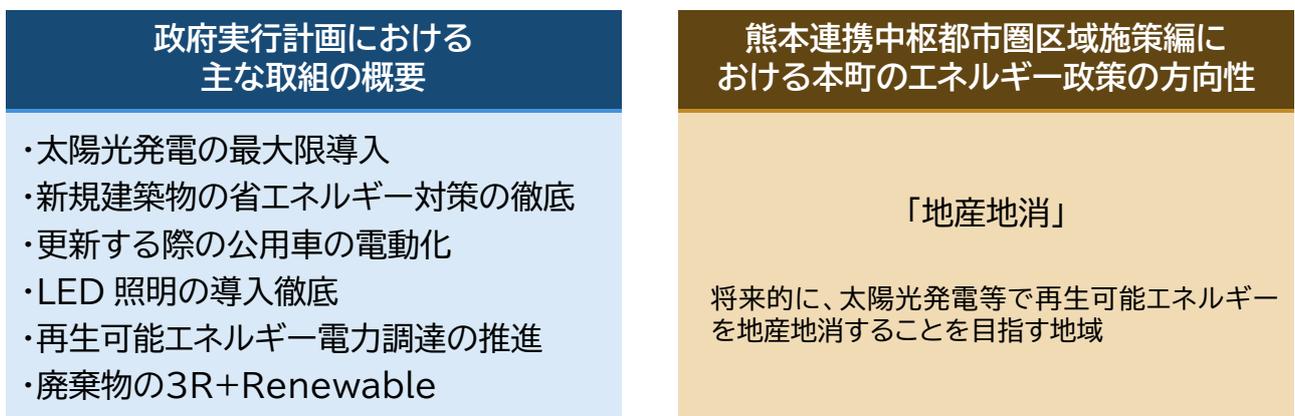
なお、「二酸化炭素排出係数の低減効果」は環境省が示す 2030 年度エネルギーミックスと統合的な電気の二酸化炭素排出係数（0.25kg-CO₂/kWh）が達成された場合の削減量です。

また、取組にあたっては、国や熊本連携中枢都市圏における動向をふまえた取組の推進が求められます。

国の地球温暖化対策計画では「地方公共団体は、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施すること」が示されており、熊本連携中枢都市圏区域施策編では、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を見据えて、本町のエネルギー政策の方向性は「地産地消」であることが示されています。

そのため、本計画では、前述した電気およびA重油の消費量削減だけでなく、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入・活用にも取り組んでいく必要があります。

以上をふまえて、本計画における取組の基本方針を以下のとおり設定します。



(2)具体的な取組の内容

取組の基本方針にもとづき推進する具体的な取組の内容は以下のとおりです。

基本方針1 再生可能エネルギーの導入・活用の推進

施設・設備

- ・屋根置き型太陽光発電設備について、設置可能な施設には最大限の導入を検討・実施します。特に、今後新設する施設や改修する施設は、設備の導入を前提とした建設を検討します。

なお、設備の導入にあたっては、熊本連携中枢都市圏区域施策編における本町のエネルギー政策の方向性「地産地消」にもとづき、可能な限り自家消費発電を採用します。

◇熊本連携中枢都市圏区域施策編におけるエネルギー政策の方向性【再掲】◇



- ・太陽光発電設備を導入する際は、蓄電池の導入もあわせて検討し、災害時の防災力向上を図ります。
- ・駐車場スペースを活用したソーラーカーポートの設置を検討・実施し、電動車[※]を活用するための基盤整備を進めます。
- ・公用車を更新する際は、特段（使用用途に適さないなど）の理由がない限り、電動車を選択します。

電力契約

- ・公共施設における電力契約においては、二酸化炭素排出係数が低く、再生可能エネルギーの導入比率が高い電力調達を推進します。

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

◇参考サイト◇

①PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入について（環境省 HP）

URL：https://www.env.go.jp/page_00545.html

<資料概要>

第三者所有モデル（PPA、リース、屋根貸し）を活用した太陽光発電設備の導入について、基礎情報から導入フローまで、事例等を交えて紹介した手引きやセミナー動画などが公開されています。



②太陽光発電の導入支援サイト（環境省 HP）

URL：https://www.env.go.jp/earth/post_93.html

<資料概要>

PPA等を活用した太陽光発電設備やソーラーカーポートの導入事例などが公開されています。



③「気候変動時代に公的機関ができること～「再エネ100%」への挑戦～」（公的機関のための再エネ調達実践ガイド）の公表について（環境省 HP）

URL：<https://www.env.go.jp/press/108123.html>

<資料概要>

再生可能エネルギー由来の電力調達の取組について、これまで得られた知見やノウハウをまとめた調達実践ガイドです。



基本方針2 施設・設備の省エネルギー対策の徹底

施設全体

- ・ 今後、新設する施設は、原則 ZEB Oriented（詳細は資料編 P.30 を参照）相当以上をめざし、施設における省エネルギー対策の徹底を図ります。
- ・ 電力消費監視システムなどの導入により、電力消費を見える化することで、消費電力の削減を促します。
- ・ 御船町公共施設等総合管理計画との連携・整合を図りつつ、管理台帳を更新・整理するなどして、エネルギーを消費する施設・設備の実態把握に努めます。

照明、空調設備

- ・ 防犯灯を含め、照明設備を新設・更新する際は LED を導入します。
なお、LED は水銀灯などの従来の照明設備と比較して、省エネルギー化と維持コストの低減が見込まれる一方で、初期導入コストが高くなる場合があるため、リース契約なども含めて導入の検討を進めます。
- ・ 照明設備を新設・更新する際は、可能な限り、人感センサー付き照明や調光システムの導入もあわせて検討します。
- ・ 空調設備を新設・更新する際は、高効率空調設備を導入します。
- ・ 空調設備の冷暖房効果を高めるために、二重窓や高断熱ガラスなどの導入を検討します。

◇参考サイト・資料◇

①ZEB の定義（環境省 HP）

URL : <https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>

<サイト概要>

ZEB の定性的、定量的定義について解説されています。



②公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について（総務省 HP）

URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000906406.pdf

<資料概要>

同指針では、公共施設等総合管理計画に記載すべき事項として、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」のうち「脱炭素化の推進方針」において、当該市町村における地方公共団体実行計画（事務事業編）をふまえた内容とすることとされています。



②環境省 LD-Tech 認証制度（環境省 HP）

URL : https://www.env.go.jp/earth/post_93_00001.html

<サイト概要>

環境省 LD-Tech 認証制度（二酸化炭素の削減に効果的な現在商品化済みの製品）の概要や最新の認証製品一覧が確認できます。



基本方針3 職員の役務・日常における環境配慮の推進

物品等の使用、購入、契約

- ・ 事務用品など物品の使用量削減に努めます。
- ・ 事務用品など物品を購入する際や事業者と契約を結ぶ際には、グリーン購入^{※1} および環境配慮契約^{※2} の推進に努めます。

公用車の利用

- ・ 公用車を利用する際は、低燃費車や電気自動車を優先的に利用します。
また、運転時は穏やかにアクセルを踏むなど、エコドライブに努めます。
- ・ 公用車利用の実態把握・管理のために、走行距離や燃料消費量の記録を行います。

庁内のデジタル化の推進

- ・ タブレット端末やスクリーンなどを活用して、ペーパーレス会議を推進します。
- ・ 庁内の内部の回覧や手続きなどは、庁内 LAN を活用して電子データでのやりとりを推進します。
- ・ 職員のワークライフバランスにも貢献するテレワークやノー残業デーについて、活用を促し、効率的な施設稼働・勤務体制の構築に努めます。
- ・ WEB 会議システムの活用を促し、移動に伴う温室効果ガスの発生抑制に努めます。

事務局による普及啓発活動

- ・ 事務局は、庁内グループウェアを活用した情報提供や職員研修の開催などを実施し、職員の実環境意識の向上に努めます。

※1 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）では、地方公共団体がグリーン購入に努めることを求めています。

※2 製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。環境配慮契約法には、地方公共団体の責務として、環境配慮契約を推進する努力義務が規定されています。

◇参考サイト◇

①グリーン契約（環境配慮契約）について（環境省 HP）

URL：<https://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

<サイト概要>

グリーン契約の定義や法的根拠に関する説明、説明会の案内などが掲載されています。



②過去の「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針説明会資料（環境省 HP）

URL：https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kako_setsumeikai.html

<サイト概要>

平成20年度以降に開催された説明会の資料が掲載されています。



③エコドライブ10のすすめ（環境省 HP）

URL：<https://www.env.go.jp/air/car/ecodrive/susume.html>

<サイト概要>

エコドライブの基本的な取組・考え方を10個に整理して紹介しています。



④授業、セミナーで使える地球温暖化学習コンテンツ（環境省 HP）

URL：<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/learning/>

<サイト概要>

地球温暖化の基礎知識や科学的根拠など、地球温暖化に関する包括的な知識をまとめた学習コンテンツが掲載されています。コンテンツは誰でもダウンロードでき、普及啓発活動などで活用することができます。



⑤脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）（環境省 HP）

URL：<https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/>

<サイト概要>

脱炭素に向けた新しい国民運動、通称「デコ活」に登録された提案や取組事例を確認することができます。国や自治体、企業などによる取組事例が紹介されており、脱炭素に関する事業を検討する際に参考情報として活用できます。



⑥脱炭素ポータル（環境省 HP）

URL：https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/

<サイト概要>

地域の脱炭素を考えるうえで役立つ各種ツールやシステムのほか、取組事例や補助事業、法制度などの情報がまとめられています。



空調

- ・クールビズ・ウォームビズを推進し、過度な空調使用を防ぎます。
- ・冷暖房は、室温が適正温度（冷房 28°C、暖房 20°Cを目安）になるように設定します。
- ・冷暖房効果を上げるために、カーテンやブラインドを有効活用します。

照明

- ・可能な限り、自然光の活用・取り入れに努めます。
- ・昼休み時や使用していない箇所はこまめに消灯します。

OA 機器、その他

- ・使用頻度が少ない OA 機器は、設置の有無を検討するとともに、通常は電源からコンセントを抜いておき、使用する際にコンセントを挿すようにします。
- ・長時間離席する際などは、パソコンモニターの電源を切るようにします。
- ・エレベーターは、体調不良や荷物の積み下ろしの場合にのみ利用し、階段での移動に努めます。

資源の節約、節水

- ・裏紙（個人情報などを含むものを除く。）や封筒、透明ファイルなど、再利用が可能なものは繰り返し活用します。
- ・手や食器などを洗う際は、こまめに水を止めて節水に努めます。

資源循環、ごみの発生抑制

- ・資源回収ボックスを設置するなどして、ごみの分別を徹底します。
- ・マイバッグやマイボトルの持参を促し、使い捨てプラスチックごみの発生を抑制します。

6. 計画の推進

(1)カーボン・マネジメント体制

1)御船町地球温暖化対策推進委員会

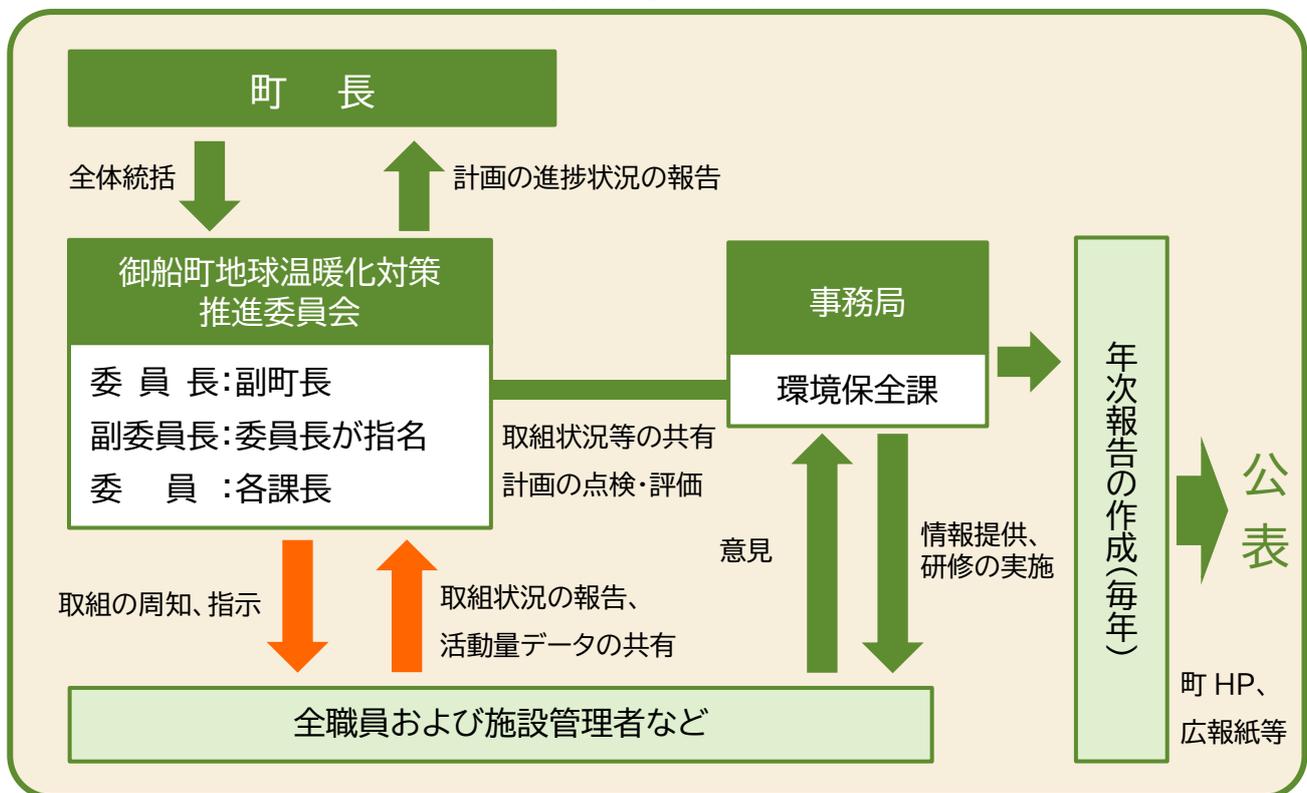
本計画を推進するために、御船町地球温暖化対策推進委員会設置要綱にもとづき設置する組織（以降、「委員会」とします。）であり、委員長、副委員長、委員の3区分により構成されます。御船町総合計画や御船町公共施設等総合管理計画と整合を図る観点から、委員長には副町長が就任することとし、副委員長は委員の中から委員長が指名し、委員は各課長とします。

委員会では、本計画の策定、見直しを行うとともに、計画の策定後の取組の推進および進行管理を行います。

2)事務局

事務局は、環境保全課が担当することとします。事務局は、委員による取組状況の共有をふまえて、本計画の点検・評価を行い、委員会において計画の進捗状況を報告します。なお、計画の進捗状況は温対法第21条第15項にもとづき、町のホームページなどを用いて、毎年公表することとします。

◇計画の推進体制◇



(2)進行管理の方法

本計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階で構成されるPDCAサイクルにより行います。

1)Plan(計画)

計画期間の初年度は、委員会において、本計画の取組や推進体制について確認を行います。計画期間2年目以降は、計画の進捗状況を確認しつつ、Act（改善）の結果をふまえた取組改善や推進体制について確認を行います。

また、事務局は年度当初に、職員研修の開催時期や温室効果ガス排出量のとりまとめ時期など年間スケジュールの概要を把握し、委員および職員と共有します。

表 10 年度当初に計画する年間スケジュール

スケジュール概要	取組主体	連携対象
・温室効果ガス排出量の算定に必要な活動量データの収集計画	事務局および委員	全職員および施設管理者など
・温室効果ガス排出量および取組状況のとりまとめ時期	事務局	委員および全職員、施設管理者など
・委員会への計画の進捗状況の報告時期	事務局	委員
・町のホームページでの公表時期	事務局	—
・職員研修(地球温暖化に関する基礎知識や庁内の取組意欲向上を目的とした内容を想定)	事務局	全職員および施設管理者など

2)Do(実行)

事務局および委員は、Plan（計画）段階で設定した取組を実行するとともに、職員に向けて周知・指示を行います。

職員は、事務局および委員の指示のもとに取組を実行し、必要に応じて改善提案などの意見を共有します。

3)Check(評価)

事務局および委員は、互いに連携して、削減目標の達成状況など計画の進捗状況を評価するために、温室効果ガス排出量の算定や取組状況のとりまとめを行います。

とりまとめにあたっては、温室効果ガス排出量の算定は、環境省が推奨する地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（通称「LAPSS」）を用いて行うこととし、取組状況のとりまとめは「取組の進捗管理シート（資料編 P.31 参照）」を用いて行うこととします。

なお、LAPSS の管理・運用は、事務局が主体となっており、活動量データの収集は、LAPSS を通じて、事務局から対象の施設管理者などにデータの提供を依頼します。

とりまとめは、委員会において報告するとともに、町のホームページで公表します。

表 11 Check(評価)項目

項目	評価に必要なデータ	調査対象	評価ツール
・温室効果ガス排出量の算定	活動量データ (電気などの使用量)	活動実績がある 対象施設	LAPSS (クラウドシステム)
・取組状況のとりまとめ	対象施設や庁内の 取組状況	対象施設および 庁内全部署	取組の進捗管理シート (Excel)

4)Act(改善)

事務局および委員は、Check（評価）の結果や委員会での意見などをふまえて、次年度以降に改善すべき点を洗い出し、取組の改善を図ります。

なお、国や熊本連携中枢都市圏の動向、また御船町総合計画や御船町公共施設等総合管理計画などの本町の上位・関連計画の改定などをふまえて、本計画の内容の見直し・改定が必要となった場合は、適宜見直しを実施し、計画を改定した場合は、町のホームページで公表することとします。

資料編

(1)対象施設

対象施設は下記のとおりですが、今後の施設の新設・統廃合によって増減する場合があります。

◇対象施設(1)◇

管理 No.	施設分類		施設名称	所管課	新規 対象
	大分類	中分類			
1	市民文化系施設	文化施設	カルチャーセンター	社会教育課	
2	社会教育系施設	博物館等	鼎春園	商工観光課	
3			八勢目鑑橋公園	商工観光課	
4			妙見坂公園	商工観光課	
5			八勢目鑑橋トイレ	商工観光課	
6			恐竜博物館	社会教育課	
7			集会施設 (社会教育系)	公民館御船分館	社会教育課
8		公民館七滝分館		社会教育課	
9		公民館小坂分館		社会教育課	
10		公民館上野分館		社会教育課	
11		公民館水越分館		社会教育課	
12		公民館滝尾分館		社会教育課	
13		公民館北田代分館		社会教育課	
14		公民館田代東部分館		社会教育課	
15		公民館木倉分館		社会教育課	
16		スポーツ・レクリ エーション系施設	スポーツ施設	自然運動公園	商工観光課
17	スポーツセンター			社会教育課	
18	家畜市場跡ゲートボール場			社会教育課	
19	町民グラウンド			社会教育課	
20	小坂小学校グラウンドナイター			社会教育課	●
21	観光・レクリ エーション施設		街なかギャラリー	商工観光課	
22		観光交流センター	商工観光課		
23		吉無田高原 緑の村	商工観光課	●	
24	学校教育系施設	小学校	御船小学校	学校教育課	
25			高木小学校	学校教育課	
26			七滝中央小学校	学校教育課	
27			小坂小学校	学校教育課	
28			滝尾小学校	学校教育課	
29			木倉小学校	学校教育課	
30			中学校	御船中学校	総務課
31		その他教育施設	七滝社会教育センター	社会教育課	
32			水越社会教育センター	社会教育課	
33			田代東部社会教育センター	社会教育課	
34			給食センター	学校教育課	

※「施設分類」は、LAPSS のシステム仕様における分類です。そのため、御船町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）における施設分類とは完全には一致しません。

◇対象施設(2)◇

管理 No.	施設分類		施設名称	所管課	新規 対象		
	大分類	中分類					
35	子育て支援施設	保育所	若葉保育園	こども未来課			
36			上野保育園	こども未来課			
37		幼児・児童施設	御船みるく病児保育室	こども未来課			
38			子育てふれあい館	こども未来課			
39			御船学童保育どんぐりクラブ	こども未来課			
40			木倉学童保育あけぼのクラブ	こども未来課			
41			御船学童保育くるみクラブ	こども未来課			
42			高木学童保育うさぎクラブ(かめクラブ)	こども未来課			
43			小坂学童保育ひまわり	こども未来課			
44			小坂学童保育ひまわり第二クラブ	こども未来課	●		
45			御船学童保育しいのみクラブ	こども未来課	●		
46			七滝中央学童保育かなえばクラブ	こども未来課	●		
47			保健・福祉施設	福祉施設	コミュニティーセンターひばり荘	福祉課	
48					町民憩の家	福祉課	
49	滝川分室	福祉課			●		
50	行政系施設	庁舎	役場 [※]	総務課			
51		防災・治水施設	1分団5班詰所	危機管理防災課	●		
52			1分団3班詰所	危機管理防災課	●		
53			南田代第3区消防詰所	危機管理防災課	●		
54			8分団3班詰所	危機管理防災課	●		
55			9分団2班詰所	危機管理防災課	●		
56	公園	公園	滝川みんなの広場	商工観光課	●		
57			お祭り広場	商工観光課	●		
58			若宮堰ふれあい広場	商工観光課			
59			国体記念公園	商工観光課	●		
60			城山公園	商工観光課			
61			御船町ふれあい広場	建設課			
62	供給処理施設	水道施設	上水第1水源地	環境保全課	●		
63			上水第2水源地	環境保全課	●		
64			上水第3水源地	環境保全課	●		
65			御船配水池	環境保全課	●		
66			瓜山配水池	環境保全課	●		
67			天君配水池	環境保全課	●		
68			辺田見配水池	環境保全課	●		
69			高木第2配水池	環境保全課	●		

※役場のエネルギー使用量には、防災備蓄倉庫や保健センターのエネルギー使用量も一括計上しています。

◇対象施設(3)◇

管理 No.	施設分類		施設名称	所管課	新規 対象
	大分類	中分類			
70	供給処理施設	水道施設	高木第1配水池	環境保全課	●
71			中央監視室	環境保全課	●
72			七滝水源池	環境保全課	●
73			第1配水池	環境保全課	●
74			第2配水池	環境保全課	●
75			第3配水池	環境保全課	●
76			第4配水池	環境保全課	●
77			第5配水池	環境保全課	●
78			第6配水池	環境保全課	●
79			第7配水池	環境保全課	●
80			第8配水池	環境保全課	●
81			第9配水池	環境保全課	●
82			第10配水池	環境保全課	●
83			第11配水池	環境保全課	●
84			七滝第1調整槽	環境保全課	●
85			竹の迫加圧所	環境保全課	●
86			御船台加圧所	環境保全課	●
87			上梅木水源池（上梅木配水池）	環境保全課	●
88			干無田配水池	環境保全課	●
89			上野配水池	環境保全課	●
90			中畑配水池	環境保全課	●
91			日向配水池	環境保全課	●
92			上野第4減圧層	環境保全課	●
93			緑の村加圧所	環境保全課	●
94			緑の村配水池	環境保全課	●
95			北田代配水池	環境保全課	●
96			北田代加圧所	環境保全課	●
97			田畑水源池	環境保全課	●
98			田畑配水池	環境保全課	●
99			大内浄水場	環境保全課	●
100	大内配水池	環境保全課	●		
101	浅の藪浄水場	環境保全課	●		
102	浅の藪配水池	環境保全課	●		
103		下水道施設	浄水センター	環境保全課	
104	施設以外でエネルギーを消費する設備等	街路灯・信号機等	御船町防犯灯	危機管理防災課	●
105		自動車	公用車	—	

(2)対象施設における太陽光発電設備の導入の可能性

対象施設について、主に PPA*による屋根置き型太陽光発電設備の導入の可能性を調査しました。導入の可能性の判断基準を表 12 に、調査結果を表 13～表 14 に示します。

調査の結果、屋根置き型太陽光発電設備が導入可能な施設は 36 施設あり、そのうち事業性が見込まれる電力契約が高圧契約である施設は 12 施設でした。

なお、導入可能な施設の一部は、本町の災害時の避難所として指定されています。これらの施設に優先的に導入を検討することで、停電時の非常用電源の確保にもつながるなど、再生可能エネルギーによる温室効果ガスの排出削減だけでなく、災害時の地域の防災性向上にも貢献します。

表 12 設置可能性の判断基準(主に PPA による設置を想定)

・建替えや改修、廃止などの予定がない
・昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた、もしくは耐震改修済みの施設設備である
・施設設備の図面、構造計算書が保管されている
・屋根の形状や材質は、太陽光パネルの設置に適している

出典) 公共施設への再エネ導入 第一歩を踏み出す自治体の皆様へ (環境省、令和 5 年 3 月)

表 13 対象施設のうち太陽光発電設備が設置可能な施設(その1)

所管課	施設名	事業性	指定緊急避難所
社会教育課	水越社会教育センター		●
	田代東部社会教育センター		●
	スポーツセンター	◎	●
商工観光課	観光交流センター		
学校教育課	御船小学校	◎	●
	高木小学校	◎	●
	七滝中央小学校	◎	●
	小坂小学校	◎	●
	滝尾小学校	◎	●
	木倉小学校	◎	●
	御船中学校	◎	●
	給食センター	◎	

*PPA は「第三者所有」とも言われており、公共施設の屋根や公有地などに、事業者などの自治体でない第三者が発電設備を設置し、所有・管理する方法のことです。設置に関わる初期費用やメンテナンスが不要となること、自治体内の労力削減などがメリットとして挙げられます。デメリットとしては、契約が長期間に渡るため、施設の建替えや改修、防水工事などに制限がかかる可能性が挙げられます。

表 14 対象施設のうち太陽光発電設備が設置可能な施設(その2)

所管課	施設名	事業性	指定緊急避難所
こども未来課	若葉保育園		●
	上野保育園		●
	御船みるく病児保育室		
	子育てふれあい館		
	御船学童保育どんぐりクラブ		
	木倉学童保育あけぼのクラブ		
	御船学童保育くるみクラブ		
	高木学童保育うさぎクラブ (かめクラブ)		
	小坂学童保育ひまわり		
	小坂学童保育ひまわり第二クラブ		
	御船学童保育しいのみクラブ		
	七滝中央学童保育かなえばクラブ		
福祉課	コミュニティーセンターひばり荘		
	町民憩の家		●
	滝川分室		
環境保全課	浄水センター	◎	
	上水第3水源地	◎	
	高木第1配水池		
	中央監視室		
危機管理防災課	1分団5班詰所		
	1分団3班詰所		
	南田代第3区消防詰所		
	8分団3班詰所		
	9分団2班詰所		

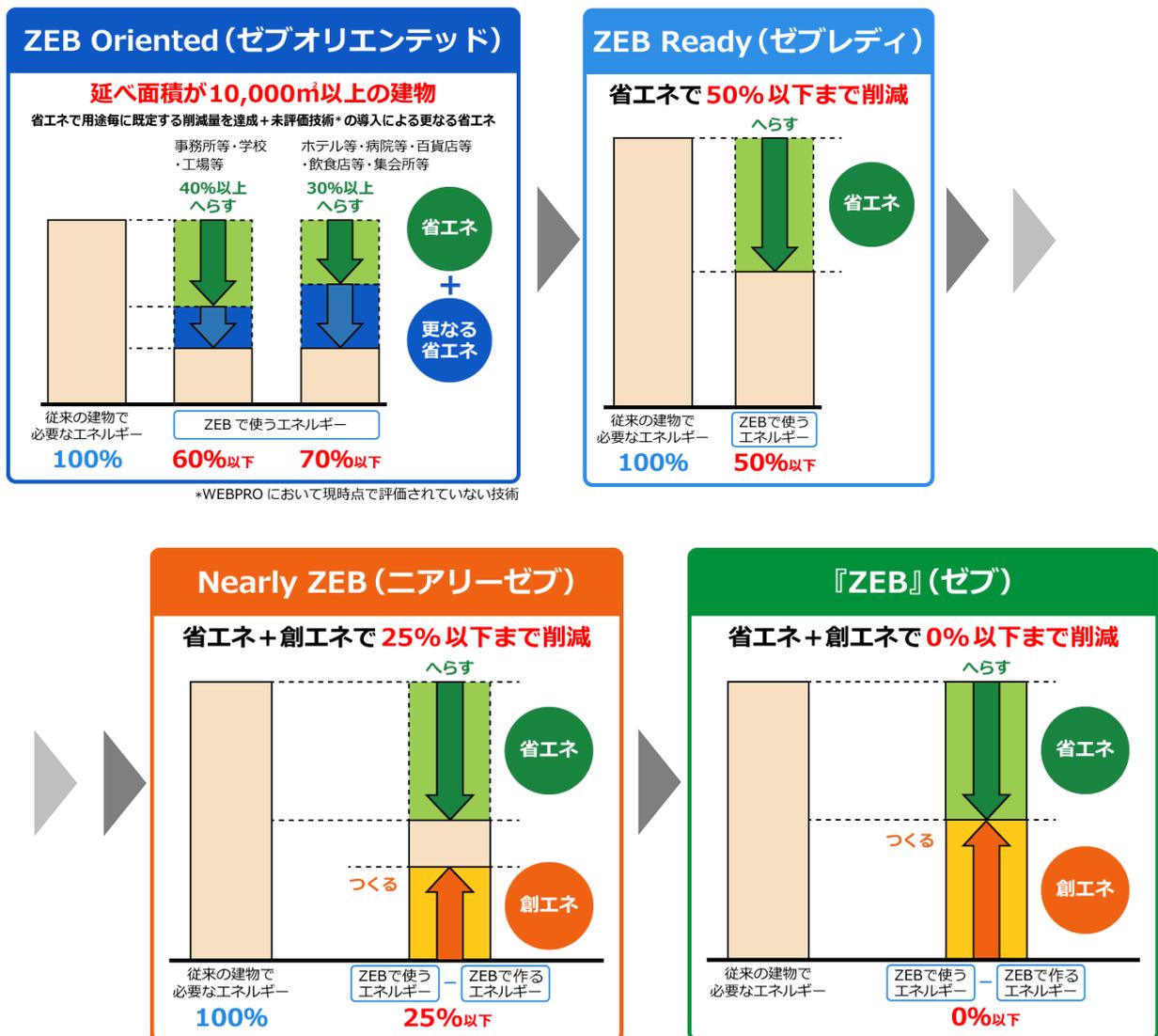
出典) 指定緊急避難所は、「指定緊急避難所一覧 (御船町地域防災計画 令和5年度 資料編)」より作成

(3)用語解説

1)ZEB

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

現在、ZEB の実現・普及に向けて、以下の 4 段階の ZEB が定性的および定量的に定義されています。



出典) ZEB の定義 (環境省 HP)

図 10 ZEB の定義

(4)取組の進捗管理シート

担当課もしくは管理担当の施設名		
記入者 氏名		
		<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 15px; display: inline-block;"></div> …自由記載
◇主に施設・設備に対する対策(ハード対策)に関する取組状況◇		
基本方針1 再生可能エネルギーの導入・活用の促進		
(屋根置き型太陽光発電設備が設置可能な施設である場合) 管理する施設における太陽光発電設備の検討・導入状況について教えてください。		
(電力契約を更新する場合) 更新後の電力契約における電気の二酸化炭素排出係数は、現在の電力契約よりも低い数値になっていますか？		
基本方針2 施設・設備の省エネルギー対策の徹底		
LED照明の導入状況について教えてください。		
LED照明未導入の 数・箇所	今後の導入計画もしくは検討状況	備考

図 11 取組の進捗管理シート

◇主に個人の意識や行動における対策(ソフト対策)に関する取組状況◇

基本方針3にもとづく各取組の取組状況について、課もしくは施設全体の状況を5段階評価でお答えください。

＜取組状況の評価(5段階評価)＞	
①	:ほぼ100%取り組んでいる
②	:75%程度は取り組んでいる
③	:50%程度は取り組んでいる
④	:30%程度は取り組んでいる
⑤	:ほとんど取り組めていない
⑥	:担当課もしくは施設において取組が該当しない

基本方針3 職員の役務・日常における環境配慮の推進

No.	取組概要	取組状況
1	事務用品など物品を購入する際や事業者と契約を結ぶ際には、グリーン購入および環境配慮契約の推進に努めます。	
2	可能な限り、公用車の利用は控え、公共交通機関などを優先的に利用します。	
3	公用車利用の実態把握管理のために、走行距離や燃料消費量の記録を行います。	
4	タブレット端末やスクリーンなどを活用して、ペーパーレス会議を推進します。	
5	庁内の内部の回覧や手続きなどは、庁内LAN を活用して電子データでのやりとりを推進します。	
6	職員のワークライフバランスにも貢献するテレワークやノー残業デーについて、活用を促し、効率的な施設稼働勤務体制の構築に努めます。	
7	WEB 会議システムの活用を促し、移動に伴う温室効果ガスの発生抑制に努めます。	
8	事務局は、庁内LAN を活用した情報提供や職員研修の開催などを実施し、職員の環境意識の向上に努めます。	
9	クールビズ・ウォームビズを推進し、過度な空調使用を防ぎます。	
10	冷暖房は、室温が適正温度(冷房28℃、暖房20℃ を目安)になるように設定します。	
11	冷暖房効果を上げるために、カーテンやブラインドを有効活用します。	
12	可能な限り、自然光の活用取り入れに努めます。	
13	昼休み時や使用していない箇所はこまめに消灯します。	
14	使用頻度が少ないOA 機器は、通常は電源からコンセントを抜いておき、使用する際にコンセントを挿すようにする。	
15	長時間離席する際などは、パソコンのモニターの電源を切るようにします。	
16	エレベーターは、体調不良や荷物の積み下ろしの場合にのみ利用し、階段での移動に努める。	
17	裏紙(個人情報などを含むものを除く。)や封筒、透明ファイルなど、再利用が可能なものは繰り返し活用します。	
18	手や食器などを洗う際は、こまめに水を止めて節水に努めます。	
19	資源回収ボックスを設置するなどして、ごみの分別を徹底します。	
20	マイバッグやマイボトルの持参を促し、使い捨てプラスチックごみの発生を抑制します。	
課・施設の平均実施率		
町全体の平均実施率【目標】		90%

図 12 取組の進捗管理シート

御船町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2024(令和6)年3月

〒861-3296
熊本県上益城郡御船町大字御船 995-1
御船町 環境保全課
TEL:096-282-1604
FAX:096-282-1669
<https://www.town.mifune.kumamoto.jp/>